

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 6 日

茨城県知事  
大井川 和彦 殿

提出者

住 所 茨城県筑西市小川1500番地  
氏 名 リンクスティック株式会社 下館工場  
工場長 牛島 裕之  
電話番号 0296-20-2237

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	リンクスティック株式会社 下館工場
事業場の所在地	茨城県筑西市小川1500番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	電気機械器具製造業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額 82億円
③ 従業員数	324人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照 ([1] 産業廃棄物の一連の処理の工程 に記載)

(日本工業規格



## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照 ([2]管理体制 に記載)

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	排 出 量	3 t	t
① 現状	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産に伴うロスの低減及び歩留まり向上</li> <li>・毎月開催される環境管理委員会で、発生量、改善計画、実績を報告し、その内容を各職場のミーティングで一般従業員に教育</li> </ul>		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	排 出 量	2 t	t
		<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産に伴うロスの低減及び歩留まり向上対策を継続して推進する</li> <li>・毎月開催される環境管理委員会で、発生量、改善計画、実績を報告し、その内容を各職場のミーティングで一般従業員に教育[継続実施]</li> </ul>	

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙参照 ([3]廃棄物分別基準 に記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃油は、発生工程ごとにドラム保管し再資源化</li> </ul>
②計画	<p>(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃油は、発生工程ごとにドラム保管し再資源化[継続実施]</li> </ul>

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## 管理体制図)

別紙参照 ([2]管理体制 に記載)

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	排 出 量	259 t	155 t
(これまでに実施した取組)			
① 現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産に伴うロスの低減及び歩留まり向上</li> <li>・毎月開催される環境管理委員会で、発生量、改善計画、実績を報告し、その内容を各職場のミーティングで一般従業員に教育</li> <li>・使用材料変更による、酸及びアルカリ使用量の低減</li> <li>・高機能製品(薄物、小型)への転換及び製法転換による工程からの廃酸、廃アルカリ発生量低減</li> </ul>		
(今後実施する予定の取組)			
②計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産に伴うロスの低減及び歩留まり向上対策を継続して推進する</li> <li>・毎月開催される環境管理委員会で、発生量、改善計画、実績を報告し、その内容を各職場のミーティングで一般従業員に教育[継続実施]</li> <li>・使用材料変更による、酸及びアルカリ使用量の低減[継続実施]</li> <li>・高機能製品(薄物、小型)への転換及び製法転換による工程からの廃酸、廃アルカリ発生量低減[継続実施]</li> </ul>		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・発生工程の廃液種類別にタンク保管し、中間処理委託後に再資源化
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・発生工程の廃液種類別にタンク保管し、中間処理委託後に再資源化[継続実施]

## (第4面) ①

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
①現状	特別管理産業廃棄物の種類
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量
(今後実施する予定の取組)	

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類 廃油
① 現状	全処理委託量 3t
	優良認定処理業者への 処理委託量 3t
	再生利用業者への 処理委託量 3t
	認定熱回収業者への 処理委託量 0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量 3t
(これまでに実施した取組)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特管廃油は、職場単位に ドラム保管し、</li> <li>(a) 中間処理業者で複合炉の補助燃料として利用し、燃え殻はセメント補助原料又は埋立</li> </ul>	

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	2 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	2 t	t	
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃油は職場単位に ドラム保管し、            (a) 中間処理業者で複合炉の補助燃料として利用し、燃え殻はセメント 補助原料又は埋立[継続実施]</li> </ul>			
【前年度（令和 5 年度）実績】			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	3 t	
	(今後実施する予定の取組等) 既に JW-NET にて運用管理中。		
※事務処理欄			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（ 年度） 実績】	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
		【目標】	
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度） 実績】	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	259 t	155 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	259 t	155 t
	再生利用業者への 処理委託量	259 t	155 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃酸は、種類別に、専用のタンクに保管し、保管タンクからバキューム車で委託           <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 中間処理業者で中和・凝集し、脱水ケーキは、セメント補助原料化</li> <li>(b) 中間処理業者で焼却後金属精錬原料として再資源化</li> <li>(c) 中間処理業者で焼却、中和・凝集し、脱水ケーキは、土木材料として再資源化</li> <li>(d) 中間処理業者で中和・還元し、再生品として再資源化</li> </ul> </li>   <li>・廃アルカリは、種類別に、専用のタンクに保管し、保管タンクからバキューム車で委託           <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 中間処理業者で中和・凝集し、脱水ケーキは、土木材料として再資源化</li> <li>(b) 中間処理業者で溶融後土木材料として再資源化</li> </ul> </li> </ul>			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	511 t	224 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	511 t	224 t
	再生利用業者への 処理委託量	511 t	224 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃酸は、種類別に、専用のタンクに保管し、保管タンクからバキューム車で委託           <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 中間処理業者で中和・凝集し、脱水ケーキは、セメント補助原化[継続実施]</li> <li>(b) 中間処理業者で焼却後金属精錬原料として再資源化[継続実施]</li> <li>(c) 中間処理業者で焼却、中和・凝集し、脱水ケーキは、土木材料として再資源化[継続実施]</li> <li>(d) 中間処理業者で中和・還元し、再生品として再資源化[継続実施]</li> </ul> </li>   <li>・廃アルカリは、種類別に、専用のタンクに保管し、保管タンクからバキューム車で委託           <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 中間処理業者で中和・凝集し、脱水ケーキは、土木材料として再資源化[継続実施]</li> <li>(b) 中間処理業者で溶融後土木材料として再資源化[継続実施]</li> </ul> </li> </ul>			
電子情報処理組織の使 用に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		417 t
(今後実施する予定の取組等) 既に JW-NET にて運用管理中。			
※事務処理欄			

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

## 別紙

### [1] 産業廃棄物の一連の処理の工程

#### (1) 委託処理

##### ①廃油

特管廃油は、各排出部署単位にドラム保管し

- (a) 中間処理業者で複合炉の補助燃料として利用し、燃え殻はセメント補助原料又は埋立。

##### ②廃酸

種類別に、専用のタンクに保管し、保管タンクからはバキューム車で委託。

- (a) 中間処理業者で中和・凝集し、脱水ケーキはセメント補助原料又は埋立。
- (b) 中間処理業者で焼却後金属精錬原料として再資源化。
- (c) 中間処理業者で中和・凝集・焼却し、脱水ケーキは土木材料として再資源化。
- (d) 中間処理業者で中和・還元し、再生品として再資源化。

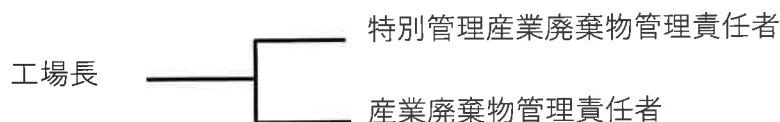
##### ③廃アルカリ

種類別に、専用のタンクに保管し、保管タンクからはバキューム車で委託。

- (a) 中間処理業者で中和・凝集し、脱水ケーキは土木材料として再資源化又は埋立。
- (b) 中間処理業者で溶融後、土木材料として再資源化。

### [2] 管理体制

#### (1) 管理者



管理者名	職場名	役職名	役割
事業者	工場全体	工場長	事業所内の廃棄物管理統括
特別管理産業廃棄物管理責任者	資材部 部長	資材部 部長	事業所内の特別管理産業廃棄物の管理
産業廃棄物管理責任者	総務部 担当部長	総務部 担当部長	事業所内の産業廃棄物処理施設における 産業廃棄物の適正処理に関する管理

#### (2) 対策組織

##### ①産業廃棄物管理委員会

設計、生産技術、製造、リサイクルから11名の委員を選任し、

以下のような項目について、発生量の削減、再資源化を推進。

項目	内 容
1 発生量の削減	(1) 製品製造時の歩留り向上 (不良、トラブル、品種切替え回数等の低減) (2) 設備の集約化、品種統合による発生量の削減
2 減容化	(1) 分別収集の推進による自社処理率の向上 (自社脱水設備等による減容化)
3 再資源化	(1) 埋立廃棄物の分別による再利用、再資源化 (2) 焼却廃棄物の分別による再利用、再資源化

廃棄物リサイクルに関する目標は、令和6年度末までに〔再資源化率を98%以上〕  
を達成、維持する。

##### ②環境安全衛生管理委員会

環境管理システム(ISO14001)のチェック機構として1回/月開催し、廃棄物の  
発生量の削減状況を管理する。

## 別紙

## (3) 廃棄物分別基準

名称	分類	対象物	保管する際の処置	保管区分	備考
廃油	一	機械油、廃溶剤	一般ドラムに収納し 雨水が入らないようにする	廃油ドラム置場	
廃酸	一	硫酸過水、硫酸ヒドロキシルアミン 硝酸ニッケル、スピーディーライト、酸性脱脂	種類別に廃液タンク廃液容器に 保管する	廃液タンク 廃液容器	
廃アルカリ	一	CLC廃液、剥離廃液、現像廃液、めつき廃液 脇潤廃液過、マンガン酸カリウム 過マンガン酸ナトリウム	種類別に廃液タンク廃液容器に 保管する	廃液タンク 廃液容器	
汚泥	一	脱水汚泥、剝離汚泥、EDTA汚泥 中性汚泥、硫酸ヒドロ結晶、ホルマリン結晶 スクラバー汚泥、クーリングタワー汚泥	オープンドラムに収納し 雨水が入らないようにする	汚泥ドラム置場	
廃プラスチック	一	廃プラスチック(可燃物)、維多摩塑料 廃クッション紙、磨フィルター テドラフィルム、當て板	オープンドラムに収納し 雨水が入らないようにする	可燃物置場 廃棄コンテナ 廃棄カゴ	
金属くず	工事残材 金属くず	撤去設備、部品類 鉄、アルミ、ステンレス、鋳鉄、他		業者引取 金属くず置場	
木くず	一	梱包材、パレット	釘は怪我防止の処置をする	木材置場	
ガラスくず	一	板ガラス、試薬瓶 蛍光灯、電球	内容物を取り除く 専用の段ボールに保管する	ガラスくず置場 蛍光灯置場	
その他	水銀使用製品 電池類	水銀温度計、水銀灯 乾電池、ボタン電池、リチウムイオン電池	鍵のある保管庫に入れる 絶縁処理をする	水銀使用製品保管庫 電池類置場	